

麦類生産技術向上事業実施要領

制 定 令和4年12月12日付け4農産第3475号
一部改正 令和5年12月4日付け5農産第3262号
一部改正 令和6年4月1日付け5農産第4298号
一部改正 令和7年1月16日付け6農産第3279号
一部改正 令和7年4月1日付け6農産第4088号
一部改正 令和7年6月26日付け7農産第1569号
一部改正 令和8年1月7日付け7農産第3999号
農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

麦類生産技術向上事業の実施に当たっては、麦類生産技術向上事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3474号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 事業実施主体

要綱別表1に掲げる事業実施主体は、次に定める基準を満たすこととする。

- 1 要綱別表1の事業実施主体欄の1の(1)及び2の(1)については、以下の(1)から(3)までに定める基準を満たすものをいう。
 - (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
 - (2) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (3) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
- 2 要綱別表1の事業実施主体欄の1の(2)及び2の(2)は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。
- 3 要綱別表1の事業実施主体欄の1の(3)及び2の(3)については、麦類（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限る。以下同じ。）について生産者（集荷事業者が生産者を兼ねている場合、当該集荷事業者（関係会社（自社に出費し、又は自社から出費を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）以外の生産者をいう。）から集荷を行うとともに、食品製造事業者等（集荷事業者が食品事業者を兼ねている場合、当該集荷事業者（関係会社を含む。）以外の食品製造事業者等をいう。）の需要にあわせた数量、品質、形態等での供給を行う者とする。

第3 対象となる作物

水田及び畑地において作付けされる麦類とする。

第4 事業の成果目標及び目標年度

1 成果目標

成果目標は、以下のいずれの項目も設定するものとする。

- (1) 施肥・防除体系の確認及び指導・助言

地域の課題解決に向けて、施肥・防除体系の確認・検討を行い、その結果を踏まえ、生産者に対して指導・助言を行う。

(2) 事業効果の検証と活用

(1) の取組による事業効果を検証し、その効果を取りまとめ、技術指導資料、栽培暦、技術指針等の作成や改訂に活用する。

(3) 情報の共有と産地振興への活用

成果についてホームページへの掲載等を通じて共有し、産地の持続的な振興に活用する。

2 目標年度

目標年度は事業実施年度の翌年度とする。

第5 事業内容、補助対象経費

要綱別表1の事業メニュー欄に掲げる事業メニュー（以下「事業メニュー」という。）の内容は、次の1及び2に掲げるとおりとする。

なお、作付けに向けた準備作業等に時間を要することから、令和8年1月7日以降の取組を支援対象とすることができるものとする。

1 施肥・防除体系の構築

(1) 本事業は、品質向上への取組や小麦赤かび病対策、生産費の上昇、気象条件の変化や排水対策等の基本技術の励行の徹底など、近年の麦類を取り巻く課題に対応し、地域ぐるみで生産性の向上を図ることを目的とするものである。

地域における施肥・防除の体系が課題解決に必要な内容となっているかを改めて確認・検討し、その結果を踏まえ、生産者に指導・助言を実施し、地域ぐるみで生産性の向上を推進する取組に対して、助成するものとする。なおその際には、適期作業や排水対策、土作りなど、施肥・防除の効果を高める取組についても、必要に応じ、併せて指導・助言するものとする。

(2) 助成単価は、指導・助言を実施した対象生産者の作付面積に応じ2,000円/10a以内とする。指導・助言は対面での実施を原則としつつ、必要に応じて資料の配布、メール、SNS等の非対面の方法を併用することができるものとする。助成金の算定には令和8年産の作付面積を用いるものとし、同一の場で申請できるのは1回に限るものとする。

(3) 指導・助言の内容及びその効果等は、後日、生産者へのアンケート調査等も活用しながら検証し、技術指導資料、栽培暦、技術指針等の作成や改訂に活用する。また取組の成果について、ホームページへの掲載やSNS、資料配付などを通じて共有し、産地の持続的な振興に活用する。

(4) 助成金の算定に当たっては、個々の面積において1a未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てた面積を合計するものとする。

2 施肥・防除体系の構築の推進

事業実施主体が1の施肥・防除体系の構築を実施するにあたり必要な経費のうち、別表に掲げる経費について補助するものとする。

なお、各事業実施主体における事業費は、1の事業費の10%以内とし、人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づき適正に算定するものとする。

第6 実施基準

1 事業実施主体等が自己資金や国等の助成事業により実施しているもしくは実施す

る予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

- 2 補助対象経費は、本事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。
- 3 第2の1の(3)の受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなつた場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、本事業の実施後においても、成果目標の達成に向けて、麦類の生産性向上に向けた取組を継続することとする。
- 5 農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。
- 6 環境負荷低減の取組
 - (1) 受益者は別記様式第1号別添2-1から2-3までのうち該当する環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出するものとする。
また、事業完了後においては、実際に取り組んだ内容をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出し、及び保管するものとする。
 - (2) 事業実施主体は、全ての受益者からチェックシートを収集し、当該受益者が各取組を実施する旨を別記様式第1号別添1の実施者リストに記載するものとする。
 - (3) 国は、実施者リストに記載された者から抽出して、環境負荷低減の取組を実施したかどうかを確認するものとする。

第7 事業実施の手続

- 1 事業計画の作成
 - (1) 事業実施主体は、別記様式第1号により、事業実施計画書（以下「事業計画」という。）を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業計画を審査し、2の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別記様式第2号により都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成する。
 - (3) 都道府県知事は、(2)により作成した都道府県計画について、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、(1)により提出された事業計画を添付するものとする。

- 2 事業計画の審査基準等

都道府県知事は、審査に当たって、以下の内容を基準として行うものとする。

- (1) 事業実施主体が第2の基準を満たしていること。
- (2) 地域の状況を踏まえた取組であること。
- (3) 第3に定める作物に係る取組であること。
- (4) 第4の1の成果目標の内容を満たしていること。

(5) 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。

3 予算額の配分及び事業計画の承認

- (1) 農産局長は、1の(2)に基づき作成された都道府県計画に係る全国の要望額の総額が、国の交付上限額を上回ることが見込まれる場合は、別紙の麦類生産技術向上事業の配分基準について（以下「配分基準」という。）に基づき調整を行った各都道府県の金額について、地方農政局長等に通知する。
- (2) 地方農政局長等は、1の(3)の協議を受けた場合は、その内容を点検し、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。
- (3) 農産局長は、(2)により報告のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、予算の範囲内で、配分対象となる事業計画及び都道府県ごとに配分する補助金の交付額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、事業計画を承認するものとする。

4 事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、1から3までに準じて行うものとする。

- (1) 事業の追加、中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体ごとの事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業実施主体ごとの事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 事業メニュー1及び2の相互間における事業費又は国庫補助金の30%を超える増減

第8 指導監督等

1 指導監督

都道府県知事は、本事業の取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

2 返還等

- (1) 地方農政局長等は、都道府県知事に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部もしくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部もしくは全部の返還を求めることができるものとする。
- (2) 都道府県知事は、事業実施主体が本事業の取組を着実に図っていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、事業実施主体に対し既に交付された補助金の一部もしくは全部の返還を求めるができるものとする。
- (3) 都道府県知事は、本事業に関して、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。
- (4) 地方農政局長等は、都道府県知事による1の指導監督が適正に実施されていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、(2)及び(3)の規定にかかわらず、都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部もしくは全部の返還を求めるができるものとする。

第9 事業実施結果の評価

1 事業実施主体は、別記様式第3号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年

度の8月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、1により報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に關し適正になされているかどうかについて点検を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成し、及び報告するよう指導・助言するものとする。
- 3 都道府県知事は、1及び2により報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに別記様式第4号により地方農政局長等へ報告するものとする。
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じて事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 4 都道府県知事は、1及び2により報告された事業評価シートの内容を検討し、目標年度において成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第5号により提出させるものとする。
なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。
- 5 都道府県知事は、4により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。
- 6 地方農政局長等は、3及び5により報告のあった場合には、検討会を開催する等により成果目標の達成状況等を評価し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。
- 7 地方農政局長等は、3及び5により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。
また、6の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

第10 推進指導

- 1 都道府県は、本事業に取り組む産地において需要に応じた生産が行われるよう、実需者と協議を行いながら生産量等を決定するとともに、播種前契約を超えた数量の余剰分の取扱いについて事前に当事者間で合意を得ておく等需給を踏まえた対応が行われるよう、指導を行うものとする。
- 2 都道府県は、事業実施主体に対し、取組主体が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等の対応に努めるよう働きかけるよう指導するものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に關連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 その他

事業実施主体等は、必要に応じて、農業共済組合等と連携し、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入等に努めるものとする。

附 則

この通知は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和5年12月4日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている令和5年度以前の予算にかかる事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和7年1月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現に都道府県知事に提出されている事業計画に係る第8の規定による事業実施の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和7年6月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和8年1月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

麦類生産技術向上事業の配分基準について

本事業の都道府県の予算額の配分基準は、以下のとおりとする。

- 1 本要領第7の1の(2)に基づき作成された都道府県計画に係る全国の要望額の総額が、国の交付上限額を上回ることが見込まれる場合は、予め本配分基準に従って予算の範囲内で調整を行った金額の範囲内で、本要領第7に従い事業実施の手続きを行う。
- 2 調整については、まず要領本文の第5の1の事業について、各都道府県において小麦、二条大麦、はだか麦のうちいずれか一品目を都道府県優先品目として選定し、第5の1に基づき指導・助言を受ける認定農業者、集落営農、認定新規就農者の当該品目の作付面積を優先採択として2,000円/10a以内で配分する。なお、種子用、麦芽の原料として使用される麦の作付面積は対象外とする。
- 3 2の配分の後、残りの配分可能額に応じて、要領本文の第5の1の事業のうち上記2の配分対象となった面積以外の対象面積(第5の1に基づき指導・助言を受ける生産者の作付面積をいう。以下同じ。)に対し、2,000円/10a以内で配分する。なお、3の配分で要望額が国の交付上限額を上回る場合は、以下の順に配分する。
 - (1) 小麦、二条大麦及びはだか麦のうち、2で選定された都道府県優先品目を除く品目について、第5の1に基づき指導・助言を受ける認定農業者、集落営農、認定新規就農者の該当品目の作付面積に対し、2,000/10a以内で配分する。なお、種子用、麦芽の原料として使用される麦の作付面積は対象外とする。
 - (2) (1)の配分の後に配分可能額がある場合には、2及び3-(1)で対象となった面積を除いた残りの対象面積(2及び3の(1)の種子用、麦芽の原料として使用される麦の作付面積含む)に対し、2,000円/10a以内で配分する。
- 4 3の配分の後に配分可能額がある場合には、要領本文の第5の2に対し、予算の範囲内で調整して配分する。

(別表)

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために必要な機械器具等の購入経費	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除き原則3社以上。)やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理すること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上料	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、機械・施設、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷及び製本に係る経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために必要な検証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費	

	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等 	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費 	
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議の出席及び技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施に必要な業務をほかの者に委託するために要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費 	

(注) 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合にあっては認めないものとする。

別記様式第1号（第7の1関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇年度麦類生産技術向上事業の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和〇年度において、麦類生産技術向上事業を実施したいので、麦類生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知）第7の1の（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

- 1 施肥・防除体系の構築
- 2 施肥・防除体系の構築の推進

注1 該当する取組メニューについて、チェックを入れること。

注2 関係書類として、別記様式第1号別添1の事業実施計画書（市町村が事業実施主体になる場合にあっては、別記様式第2号別添の様式を準用すること。）及び別記様式第1号別添2-1、2-2又は2-3の環境負荷低減チェックシートを添付すること。

注3 経営を異にする複数の受益農業従事者が所属する事業実施主体等は、所属する全ての受益農業従事者から別記様式第1号別添2-1の環境負荷低減チェックシートの提出を受けるものとし、提出した受益農業従事者名を記載したリストを作成の上、関係書類として、当該リストを注2に規定する書類と併せて添付するとともに、当該チェックシートを保管すること。

注4 注2及び注3に規定する環境負荷低減チェックシートは、添付又は提出する事業実施主体等又は受益農業従事者が事業実施年度と同年度の経営所得安定対策等交付金交付申請書（水田活用直接支払交付金のみ申請しているものを除く。）を地域農業再生協議会に提出している場合には、当該交付申請書の写しをもって代えることができる。

整理 番号	
----------	--

※都道府県で記入してください

麦類生産技術向上事業 事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

区分	総事業費	負担区分			補助率	備考
		国庫補助金	自己負担	その他		
1 施肥・防除体系の構築	円	円	円	円	定額	
2 施肥・防除体系の構築の推進					定額	
合計					—	

注1:「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:本要領第5に規定する事業メニューごとに記入すること。

注3:総事業費=国庫補助金+自己負担+その他とすること。

2 対象品目

事業対象品目	
--------	--

注:本事業で取組を実施する全ての品目名を記入すること。

3 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

第2 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

事業実施主体名	代表者名

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

3 受益地における作付の概況（令和7年産）

(1) 作付面積、単収、生産量

	作付面積 (ha)	水田	畠地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)
小麦					
二条大麦					
六条大麦					
はだか麦					

(2) 主な作付体系

例)	作付面積 (ha)	現状 (令和〇年)	令和〇年	令和〇年	令和〇年	令和〇年
	〇〇ha	5月 水稻 10月 11月	6月 小麦 7月 大豆 12月	5月 水稻 10月 11月	6月 小麦 7月 大豆 12月	5月 水稻 10月 11月

4 受益農業従事者数(麦生産者)

名

第3 事業内容と実施経費

1 施肥・防除体系の構築

(1) 地域の現状と課題

(2) 課題の解決に資する施肥・防除体系の構築

(3) 成果目標の具体的な内容と取組

成果目標の具体的な内容	取組内容(指導・助言方法、実施予定期、検証方法等)

注1:「(2)課題の解決に資する施肥・防除体系の構築等」の欄には「(1)地域の現状と課題」を踏まえ、本要領第5の1の(1)により取り組む内容について記載すること。

注2:「(3) 成果目標の具体的な内容と取組」の「成果目標の具体的な内容」は上記(1)及び(2)を踏まえた内容とすること。

注3:「(3) 成果目標の具体的な内容と取組」の「取組内容」欄には上記「(2)課題の解決に資する施肥・防除体系の構築等」の具体的な取組内容(指導・助言方法、実施予定期、検証方法等)について記載すること。

注4:記載欄が足らない場合は必要に応じて枠を拡大すること。

2 施肥・防除体系の構築(配分の根拠となった品目及び指導面積)

(1) 小麦、二条大麦、はだか麦のうち「種子用麦及び麦芽の原料として使用される麦」以外の麦

品目	都道府県 優先品目		指導対象農業者 (人)	助成対象面積 (a)	助成単価 (円/a)	国庫補助金 (円)
小麦		認定農業者等				
		その他				
		計				
二条大麦		認定農業者等				
		その他				
		計				
はだか麦		認定農業者等				
		その他				
		計				
		認定農業者等				
		その他				
		計				

(2) 種子用麦及び麦芽の原料として使用される麦及び六条大麦

品目		指導対象農業者 (人)	助成対象面積 (a)	助成単価 (円/a)	国庫補助金 (円)
小麦	種子用				
二条大麦	種子・麦芽原料用				
はだか麦	種子用				
六条大麦	全用途				
	計				

(3) 計((1)+(2))

品目	農業者数(人)	うち指導対象農業者 (人)	作付面積 (a)	うち助成対象面積 (a)	国庫補助金 (円)
小麦					
二条大麦					
はだか麦					
六条大麦					
	計				

注1:要領第7の4に基づき配分の根拠となった数値を記載すること。

注2:「都道府県優先品目」の欄には、該当する品目の欄に「○」を記載すること。

注3:「認定農業者等」の欄には、認定農業者、集落営農、認定新規就農者について記載し、「その他」の欄には、全対象者から「認定農業者等」を除いた者について記載すること。

注4:「種子・麦芽原料用」の「麦芽原料用」とは、麦芽の原料として使用される麦(ビール用等)のことをいう。

注5:「(うち)指導対象農業者」欄には、本要領第5の1の(1)で指導・助言を受ける農業者について記入すること。

注6:「助成対象面積」の欄には、本要領第5の1の(1)で指導・助言を受ける農業者の面積の合計を記入すること。なお、農業者ごとの面積において1aに満たない端数が生じた場合は、端数切り捨てとし、合計すること。

注7:(3) 計((1)+(2))の「農業者数(人)」「うち指導対象農業者(人)」の計の欄には実人数(重複無し)の人数を記載すること。

注8:実績報告時にあっては、実際に助成を行った品目、対象者、対象面積、助成単価、国庫補助金額の実績が確認できる一覧表を添付すること(任意様式)。

3 施肥・防除体系の構築の推進

番号	取組内容	費目	細目	事業量 (単価、人数、実施回数等)	事業費 (円)	うち国庫補助金(円)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
計							

注1:「取組内容」欄には、具体的な内容を記入すること。

注2:「費目」「細目」の欄には、要領別表の該当する項目を記入すること。

注3:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注4:要領第7の3に基づき配分額の調整が行われた場合は「施肥・防除体系の構築」で配分された予算から、本事業の実施に係る経費である「施肥・防除体系の構築の推進」に充当することができるものとし、充当を行った場合は実績報告の際に本表に実績を記入すること。また計の備考欄に充当した額を記載すること。

注5:適宜、必要に応じて行の追加や枠を拡大して記入すること。

第4 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

番号	組織名、法人名及び代表者氏名又は協議会構成員氏名	対象チェックシート			申請時 (しま す)	報告時 (しま した)
		農	J A	再		
1						
2						
3						
4						
5						
6						

注1：実施要領第6の6の（1）に定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別記様式第1号別添2-1から2-3まで）を実施する受益者について上記の表に記載してください。必要に応じて行を増やしてください。

注2：「対象チェックシート」の略称については、以下のとおりです。該当する業種にチェック（「●」等）を記載してください。

農：農業経営体向け（別記様式第1号別添2-1）

J A：農業協同組合向け（別記様式第1号別添2-2）

再：地域農業再生協議会・自治体等向け（別記様式第1号別添2-3）

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	総 事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金	自己負担	その他	
1 施肥・防除体系の構築	円	円	円	円	
2 施肥・防除体系の構築の推進					
合 計					

注1:「総事業費」の欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記入すること。

注2:総事業費=国庫補助金+自己負担+その他とすること。

注3:要領第7の3に基づき配分額の調整が行われた場合は「施肥・防除体系の構築」で配分された予算から、本事業の実施に係る経費である「施肥・防除体系の構築の推進」に充当することができるものとし、実績報告の際には実績に応じて記載すること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己負担					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
1 施肥・防除体系の構築	円	円	円	円	
2 施肥・防除体系の構築の推進					
合 計					

第6 添付書類（添付書類名を記入すること。）

- 1 受益地の範囲がわかる地図
- 2 指導対象農業者の名簿
- 3 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約・規程及び収支予算（又は収支決算）、
受益農業従事者の要件を確認できる資料（農業者の組織する団体に限る）
- 4 本事業で機械等を導入する場合にはその見積書
- 5 その他都道府県知事が必要と認める資料

環境負荷低減チェックシート(農業経営体向け)

提出者名(※):

(※受益農業従事者が事業実施主体に提出する場合は記名してください。)

- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。
- ・本シートは、国の補助事業を活用される皆様が持続可能な農業に向けて重要となる取組について御理解いただくとともに、その取組状況について、自ら点検いただくことを目的としたものです。
- ・事業実施期間中に「実施する」旨を○で記入してください。

申請時(します)	(1)適正な施肥	報告時(しました)
①	肥料の適正な保管	
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 (簡易土壌診断、前作の収量等)	
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討 (堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等)	

申請時(します)	(4)エネルギーの節減	報告時(しました)
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
申請時(します)	(5)悪臭及び害虫の発生防止	報告時(しました)
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	

申請時(します)	(2)適正な防除	報告時(しました)
⑤	農薬の適正な使用・保管	
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	
⑦	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 (健全種子の使用、病害虫の発生源除去等)	

申請時(します)	(6)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時(しました)
⑬	プラスチック等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
申請時(します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時(しました)
⑭	みどりの食料システム戦略の理解	
⑮	関係法令の遵守	
⑯	農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める (定期メンテナンス、点検記録作成等)	
⑰	正しい知識に基づく作業安全に努める	

<報告内容の確認と個人情報の取扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

※「⑯関係法令の遵守」については、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、植物防疫法(昭和25年法律第151号)、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等を遵守することを示します。

環境負荷低減チェックシート(農業協同組合向け)

- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。
- ・本シートは、国の補助事業を活用される皆様が持続可能な農業に向けて重要な取組について御理解いただくとともに、その取組状況について、自ら点検いただくことを目的としたものです。
- ・事業実施期間中に「実施する」旨を○で記入してください。記載内容に該当しない場合は「-」と記載してください。

	申請時 (します)	(1)適正な施肥及び防除	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①		※肥料の販売を行う場合 肥料の適正な保管			⑧	プラスチック等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
②		※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討			⑨	資源の再利用を検討	
	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)		申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
③		※農薬の販売を行う場合 農薬の適正な保管			⑩	※生物多様性への悪影響への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める	
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)		申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める			⑪	みどりの食料システム戦略の理解	
⑤		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める			⑫	関係法令の遵守	
⑥		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討			⑬	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)		⑭	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める	
⑦		※肥料・飼料等の製造を行う場合 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める			⑮	正しい知識に基づく作業安全に努める	

<報告内容の確認と個人情報の取扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

※「⑫関係法令の遵守」については、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、植物防疫法(昭和25年法律第151号)、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等を遵守することを示します。

環境負荷低減チェックシート(地域農業再生協議会、自治体等向け)

- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。
- ・本シートは、国の補助事業を活用される皆様が持続可能な農業に向けて重要となる取組について御理解いただくとともに、その取組状況について、自ら点検いただくことを目的としたものです。
- ・事業実施期間中に「実施する」旨を○で記入してください。記載内容に該当しない場合は「-」と記載してください。

	申請時 (します)	(2)エネルギーの節減	報告時 (しました)
①		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
②		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める	
③		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	

	申請時 (します)	(4)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
④		プラスチック等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑤		資源の再利用を検討	

	申請時 (します)	(6)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑦		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
⑧		正しい知識に基づく作業安全に努める	

<報告内容の確認と個人情報の取扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

※「⑨関係法令の遵守」については、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)、植物防疫法(昭和25年法律第151号)、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等を遵守することを示します。

別記様式第2号（第7の1関係）

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
〔 北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和〇年度麦類生産技術向上事業の都道府県事業計画総括表の（変更の）妥当性等の協議について

麦類生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知）第7の1の（2）に基づき、関係書類を添えて協議する。

注：関係書類として、以下の資料を送付すること。

- 〔・別記様式第2号別添（都道府県事業計画総括表）
・事業実施計画書の写し及び当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表〕

麦類生産技術向上事業
都道府県事業計画総括表（都道府県計画）

事 業 実 施 年 度： 令和 年度

都 道 府 県 名：

第1 事業概要

1 事業総括表

区分	総事業費	負担区分			補助率	備考
		国庫補助金	自己負担	その他		
1 施肥・防除体系の構築	円	円	円	円	定額	
2 施肥・防除体系の構築の推進					定額	
合 計					—	

2 対象品目

事業対象品目	
--------	--

3 都道府県優先品目

--

注1：「区分」の欄は要領第5の事業メニューであり、これらに対応する事業費を記載すること。

注2：「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注3：「(2) 対象品目」には、本事業で実施する全ての品目を記載すること。

注4：「(3) 都道府県優先品目」には、都道府県優先品目を1つ記載すること（要領別紙の「麦類生産技術向上事業の配分基準について」第2）。

注5：総事業費=国庫補助金+自己負担+その他とすること。

第2 事業実施主体別事業概要と実施経費

整理番号	事業実施主体	総事業費	負担区分			備考
			国庫補助金	自己負担	その他	
		円	円	円	円	
合計						

注1：「整理番号」の欄には、別記様式第1号別添1の事業計画に表紙に都道府県で任意に割り当てた番号を記載すること

注2：事業メニューの1及び2の取組の合計の金額を記載すること。

注3：総事業費=国庫補助金+自己負担+その他とすること。

注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

第3 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備考
		国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	自己負担 (D)	
1 施肥・防除体系の構築	円	円	円	円	円	
2 施肥・防除体系の構築の推進						
合計						

第4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

第5 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区分	本年度予算額	(本年度精算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

2 支出の部

区分	本年度予算額	(本年度精算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 施肥・防除体系の構築	円	円	円	円	
2 施肥・防除体系の構築の推進					
合 計					

第6 添付資料

- 1 各事業実施主体の事業実施計画書の写し
- 2 その他地方農政局長等が必要と認める資料

別記様式第3号（第9の1関係）

番号
年月日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇年度麦類生産技術向上事業の評価報告

麦類生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知）第9の1に基づき、関係書類を添えて報告する。

注 関係書類として、別記様式第3号別添の事業評価シートを添付すること。

事業実施主体名	
事業メニュー	
対象作物	
事業の実施期間	
事業費（円） (うち国庫補助金)	

【事業の効果】**1 具体的な取組内容****2 事業の実施による効果**

3 成果目標の達成状況

事業計画の妥当性		(理由)	
適正な事業の執行		(理由)	

注1：「具体的な取組内容」については、実際に取組を行った内容について、事業実施計画書に記載した計画に照らし合わせ記載すること。

注2：「事業の実施による効果」については、必要に応じて記載の根拠や参考となる資料を添付すること。

注3：「成果目標の達成状況」については、成果目標に係る取組結果を記入すること。

注4：「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、
それ以外の場合には0を記入すること。また、判断の理由についても記入すること。

注5：必要に応じて資料を添付すること。

注6：都道府県知事が災害により事業実施計画書で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、
備考欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。

別記様式第4号（第9の3関係）

番号
年月日

○○農政局長 殿
〔 北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和〇年度麦類生産技術向上事業の評価報告

麦類生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知）第9の3に基づき、関係書類を添えて報告する。

注 関係書類として、別記様式第4号別添の事業評価総括表を添付すること。

別記様式第4号別添

麦類生産技術向上事業に関する事業評価総括表

整理番号	事業実施主体名	対象作物	具体的な取組内容	成果目標の達成状況	事業計画の妥当性	都道府県の所見

注1：それぞれの事業実施主体の取組について、適宜、行を追加又は削除し、設定した成果目標の評価結果を記載すること。

注2：「事業計画の妥当性」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。

注3：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 各事業実施主体の事業評価シート（別記様式第3号別添）の写し
- (2) その他都道府県が必要と認める資料

別記様式第5号（第9の4関係）

番年 月 号日

都道府県知事 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇年度麦類生産技術向上事業における改善計画（ 年度）について

令和〇年度において、麦類生産技術向上事業に係る計画の目標の達成が図られるよう、改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

2 事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3 事業の実績

4 改善計画

（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）